

仙台市防犯カメラ設置等事業補助金交付要綱

(平成29年3月31日市民局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全安心街づくりとして地域における自主的な防犯活動を促進し、犯罪の発生する機会を減らすための環境整備を進めるため、自主的な防犯活動の一環として地域団体等が防犯カメラを新設、更新及び修繕（以下「設置等」という。）する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者
- (2) 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内で地域における自主的な防犯活動を行っている防犯団体、町内会等の地域団体（商店街振興組合等の商店街団体を除く。）であること
- (2) 市税の滞納がないこと（任意団体を除く。）
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、補助事業者が自主的な防犯活動の一環として地域の路上等を撮影するための防犯カメラを設置する事業又は仙台市防犯カメラ設置等補助事業補助金（仙台市防犯カメラ設置モデル事業補助金を含む。）を受けて設置した防犯カメラを更新若しくは修繕する事業で、次に掲げる条件を全て満たす事業を交付対象とする。ただし、第11号から第13号までについては、当該更新又は修繕する事業の場合に限る。

- (1) 第7条の規定により交付申請をした日の属する会計年度の3月31日までに完了するものであること
- (2) 街頭犯罪（不法投棄を除く。）の発生を抑制することを目的とするものであること
- (3) 道路、公園その他不特定多数の者が通行又は利用する場所を中心に撮影するため、録画機能のあるカメラを特定の場所に5年間以上継続して設置するものであること
- (4) 補助事業者において、次の項目を含む防犯カメラの管理運用規程が定められ、又は事業開始までに定められる見込みがあること
 - ア 設置目的
 - イ 設置場所、撮影範囲
 - ウ 管理責任者等の指定

エ 画像の漏洩(えい)、滅失、毀(き)損、改竄(ざん)防止等画像の安全管理に係る画像データの保管方法、保管期間及び画像データの消去方法

オ 画像の利用、閲覧及び提供の制限

カ 問い合わせ、苦情等への対応

- (5) カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されていること及び設置者の名称を明確かつ適切な方法で表示するものであること
- (6) 設置について地域住民及び設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該権利を有する者を含む。以下同じ。）の同意を得ていること
- (7) 設置について道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けていること
- (8) カメラの設置場所及び撮影範囲等について、あらかじめ管轄する警察署に意見を求めること
- (9) 宮城県策定「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、適切な設置及び運用を行うものであること
- (10) 仙台市の他の助成事業による補助対象とならないこと
- (11) 防犯カメラの設置等が完了した日の属する年度の翌年度から5年を経過していること
- (12) 防犯カメラとしての機能を維持することが困難な状況にあること
- (13) 防犯カメラを構成する機器に付属する設備（支柱等）のみの更新に係る経費でないこと

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費（消耗品に係る更新、修繕費用は除く。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) カメラ、モニター、録画装置、中継器その他の防犯カメラを構成する機器及び表示板の購入に係る経費（振込手数料その他市長が不適当と認める経費を除く。）
- (2) 防犯カメラを構成する機器の設置及び工事に要する経費（更新における撤去費用を含む。）
- (3) 防犯カメラを構成する機器の修繕及び工事に要する経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に定める区分に応じ定めるとおりとする。

- (1) 新設補助対象経費の4分の3に相当する金額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が補助事業によって設置するカメラの台数に30万円を乗じて得た額（この号において「上限額」という。）を超える場合は上限額とする。
- (2) 更新補助対象経費の2分の1に相当する金額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が補助事業によって更新するカメラの台数に15万円を乗じて得た額（この号において「上限額」という。）を超える場合は上限額とする。

- (3) 修繕補助対象経費の2分の1に相当する金額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が補助事業によって修繕するカメラの台数に5万円を乗じて得た額（この号において「上限額」という。）を超える場合は上限額とする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市防犯カメラ設置等事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて事業開始の前までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算（決算）書（様式第3号）
- (3) 定款、会則等団体の存立を定めた規程
- (4) 見積書及び見積明細書
- (5) 設置等する防犯カメラの仕様が分かる資料（仕様書、カタログ等）
- (6) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (7) 設置について道路法その他の法令に基づく許可等を受けた場合は、当該許可等を受けたことを証する書類（手続中の場合は、申請書等）
- (8) 設置場所の所有者等の同意を得たことを証する書類
- (9) 防犯カメラの管理運用規程（申請時に定められているときに限る。）
- (10) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定等）

第8条 市長は、申請が到達してから90日以内に、当該申請に係る書類等の審査を行うとともに、地域の犯罪情勢、宮城県警察等関係機関の意見及び防犯カメラの設置場所の状況を総合的に勘案したうえで、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市防犯カメラ設置等事業補助金交付決定通知書（様式第4号）又は仙台市防犯カメラ設置等事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、規則第5条第1項に定める条件及び規則第5条第2項の規定による交付の条件として、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をするとき、市長に申請し、その承認を受けるべきこと
 - (2) 補助事業を中止するとき、市長に申請し、その承認を受けるべきこと
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けるべきこと
 - (4) 防犯カメラの設置等に関する本市からの照会等に対して協力を行うこと
- 2 前項に規定する市長の定める軽微な変更は、次に該当するものとし、補助事業者は、変更するときに市長の承認を要しない。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の5割以内であるもの
- (2) 補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの
- 3 補助事業者は、第1項の規定による補助事業の変更又は中止の申請をするときは、仙台市防犯カメラ設置等事業補助金変更承認申請書（様式第6号）又は仙台市防犯カメラ設置等事業補助金中止承認申請書（様式第7号）により行うものとする。
- 4 市長は、前項の申請に対する承認は、仙台市防犯カメラ設置等事業補助金事業変更承認書（様式第8号）又は仙台市防犯カメラ設置等事業補助金事業中止承認書（様式第9号）により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更するものとする。
- 5 事業を行うため締結する契約は、一般競争入札や見積合わせを行うなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、規則第7条第1項の規定による申請の取下げをするときは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに仙台市防犯カメラ設置等事業補助金交付申請取下書（様式第10号）により行うものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告として、補助事業の成果を記載した仙台市防犯カメラ設置等事業実績報告書（様式第11号）に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 収支予算（決算）書（様式第3号）
- (2) 収支を証する書類（領収書等）
- (3) 防犯カメラ設置後の現況写真
- (4) 防犯カメラで撮影された画像
- (5) 防犯カメラの管理規程（申請書に添付して提出しているときを除く。）

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による補助金の額の確定の通知を、仙台市防犯カメラ設置等事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第13条 市長は、第11条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合

させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、第12条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、補助事業による防犯カメラの設置等工事完了後に限り、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金を概算払又は前金払する場合、補助事業による防犯カメラの設置等が適切に遂行されているか当該職員に現地を調査させるものとする。

3 補助事業者は、第14条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市防犯カメラ設置等事業補助金交付請求書(様式第13号)を30日以内に市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、規則第16条の規定に定めるところにより、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、速やかに理由を付して書面により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第17条 補助事業者は、補助事業により設置等した防犯カメラについて、設置等した年度の翌年度から5年間は、当該防犯カメラを適切に維持管理するものとし、補助金の交付の目的に反して供し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りでない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようするときは、財産処分承認申請書(様式第14号)を市長に提出して行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

4 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、規則第21条の規定により、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局生活安全安心部長が別に定める。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(仙台市防犯カメラ設置モデル事業補助金交付要綱の廃止)

2 仙台市防犯カメラ設置モデル事業補助金交付要綱(平成27年8月17日市民局長決裁)は、廃止する。

附 則(平成31年3月27日改正)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則(令和2年6月1日改正)

この改正は、令和2年6月1日から実施する。

附 則(令和3年3月23日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則(令和3年6月29日改正)

この改正は、令和3年7月1日から実施する。

附 則(令和4年3月24日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和5年6月14日改正)

この改正は、令和5年6月15日から実施する。